

諮問番号：諮問第 281 号

答申番号：答申第 281 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市西福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく保護費返還決定処分（以下「本件処分 1」という。）及び法第 77 条の 2 に基づく徴収決定処分（以下「本件処分 2」という。以下本件処分 1 及び本件処分 2 を「本件各処分」と総称する。）に対する審査請求（以下「本件各審査請求」という。）において、本件処分 1 については棄却されるべきであり、本件処分 2 については却下されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件各処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- （1）最初に返還を求められたのは、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会が実施主体の福岡市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業による入学準備金（以下「本件入学準備金」という。）及び就職準備金（以下「本件就職準備金」といい、本件入学準備金と併せて「本件貸付金」という。）のうち、本件就職準備金であった。「使用した物、購入した物を書いて提出すれば、返還しなくてもよい。」と言われたが、提出するのに日数が空いたら、「もう提出しなくていい。」、「本件就職準備金ではなく、本件各給付金を返還」と言われた。

しかし、本件就職準備金と本件各給付金は別物なので話が違う。

- （2）そもそも、本件訓練促進給付金を受ける際の手続きは、福岡市医師会看護専門学校（以下「本件看護専門学校」という。）入学前には処分庁に提出しており、知っているはずである。

また、最終学年になるかあるいは進学して最終学年にならないかは、進学を断念したときに連絡している。本件訓練促進給付金が 4 月分に遡って給付されたものである。

(3) 処分庁の高圧的な男性職員と無知な女性職員により押し切られた。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分1については、法令及び国からの通知等に則って適正に行われており、処分に違法又は不当な点は認められない。

本件処分2についての審査請求は、処分庁の最上級庁である福岡市長が審査庁となるので、福岡県知事は審査請求をすべき行政庁にはあたらない。

よって、本件処分1に係る審査請求について理由がないので棄却されるべきであり、また、本件処分2に係る審査請求については、不適法であるため、却下とする。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 本件処分1について

法第63条は、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護費に相当する金額の範囲内において処分庁の定める額を返還しなければならない旨を定めている。

ア 資力の有無及び返還対象額

(7) 本件訓練促進給付金

審査請求人は、本件訓練促進給付金の給付として240,000円を受領しており、これにより資力が発生したことが認められる。

そして、審査請求人に資力が発生したのは、当該給付を決定する旨の「高等職業訓練促進給付金等支給変更通知書」が発出された令和4年11月2日であると認められるところ、審査請求人は、令和5年3月31日までの間、処分庁から240,000円以上の保護費を受領したことが認められる。

したがって、処分庁が本件訓練促進給付金に係る返還対象額を240,000円としたことについて、違法又は不当な点は認められない。

(4) 本件訓練修了支援給付金

審査請求人は、本件訓練修了支援給付金の給付として50,000円を受領しており、これにより資力が発生したことが認められる。

そして、審査請求人に資力が発生したのは、当該給付を決定する旨の「高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書」が発出された令和5年3月30日であると認められるところ、審査請求人は、同日から同年4月30日までの間、処分庁から50,000円以上の保護費を受領したことが認められる。

したがって、処分庁が本件訓練修了支援給付金に係る返還対象額を 50,000 円としたことについて、違法又は不当な点は認められない。

(ウ) 小括

よって、処分庁が、本件処分 1 において本件訓練促進給付金と本件訓練修了支援給付金の合計額である 290,000 円を返還対象額としたことについて、違法又は不当な点は認められない。

イ 返還額の決定について

法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高裁令和元年 7 月 25 日判決参照）。

この判例に基づいて返還額の決定に違法又は不当な点がないかについて判断すると、処分庁は、本件処分 1 を行うに当たって、適切に本件就職準備金の収入認定の可否の検討を行った上で、収入として認定しないことを決定していることが認められる。そのほか、返還額の決定に当たって、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところは見当たらない。

ウ その他、本件処分 1 に違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分 2 について

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 4 号は、（法律等に特別の定めがある場合を除き、）同条第 1 号から第 3 号までに掲げる場合以外の場合には、当該処分庁等の最上級行政庁に審査請求を提起しなければならない旨を定めているところ、本件処分 2 については、同条第 1 号から第 3 項までのいずれの場合にも該当しない。

また、法第 64 条は、市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は

一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における審査庁を規定しているが、本件処分2は「保護の決定及び実施に関する事務」に含まれるものではなく、同条の適用はない。

さらに、同条の規定は行政不服審査法第4条の「特別の定め」に該当しない。

よって、本件処分2に対する審査請求は、同法第4条第4号の規定により、処分庁の最上級行政庁である福岡市長に対してすべきであり、福岡県知事に対してすることはできない。

なお、処分庁は審査請求をすべき行政庁を書面で教示していることが認められる。

以上のとおり、本件審査請求1は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきであり、また、本件審査請求2は不適法であるので、同法第45条第1項の規定により却下されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年5月9日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和7年8月7日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分1について

法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護費に相当する金額の範囲内において処分庁の定める額を返還しなければならない旨を定めている。

また、法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合には、自立更生費を本来の要返還額から控除して返還額を決定して差し支えないとされている（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。）問13-5答(2)）。

本件についてこれをみると、審査請求人世帯は平成27年3月5日から保護を開始されているところ、審査請求人は令和4年11月2日に発出された本件訓練促進給付金の給付を決定する旨の「高等職業訓練促進給付金等支給変更通知書」を受け、同年12月22日に当該給付として240,000円を受領していることが認められる。さらに、

令和 5 年 3 月 30 日に発出された本件訓練修了支援給付金の給付を決定する旨の「高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書」を受け、同年 4 月 10 日に当該給付として 50,000 円を受領していることが認められる。

そして、処分庁は、令和 4 年 11 月 2 日から令和 5 年 4 月 30 日までの間、審査請求人に対し、保護費として 290,000 円以上を支給していることが認められる。

よって、支給済の保護費 290,000 円全額を返還額とした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

返還額の決定にあたって、処分庁は、本件就職準備金を自立更生費として控除する等の検討を行った上で、判断したことが認められる。

そのほか、本件処分 1 に影響を与える事情もないので、本件処分 1 に違法又は不当な点は認められず、本件処分 1 に対する審査請求は理由がないというべきである。

2 本件処分 2 について

法第 64 条によると、法第 19 条第 4 項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとされている。

しかしながら、本件処分 2 は、法第 77 条の 2 の規定に基づき、処分庁が本件処分 1 において定めた返還額全額を徴収金額とする旨決定した費用徴収決定処分であり、法第 64 条に規定する保護の決定及び実施に関する事務に該当しないことから、本件処分 2 は同条の適用対象外となる。

したがって、本件処分 2 についての審査請求は、行政不服審査法第 4 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、処分庁の最上級庁である福岡市長が審査庁となる。

よって、福岡県知事に対してなされた本件処分 2 についての審査請求は不適法なものであるため、却下されるべきであるとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で、本件各審査請求のうち本件処分 1 については理由がないので棄却されるべきであり、本件処分 2 については、不適法であるため、行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定に基づき却下されるべきであるとした審査

庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第 2 部会

委 員 小 原 清 信

委 員 鶴 利 絵

委 員 谷 本 拓 也